

令和元年12月24日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第20号

## 1. 国基本計画 第3回中間検証WGを開催しました

現在、国基本計画の中間年度における取組として、利用促進に関する各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討する「中間検証」を行っています。

令和元年11月20日（水）には、①後見人等の選任・交代、②後見人等の報酬、③診断書の在り方等の検討、④医療等に係る意思決定が困難な人への支援、⑤欠格条項の見直しをテーマとして、第3回中間検証WGを開催しました。

厚生労働省からは、①に関する取組として、地域連携ネットワーク・中核機関の整備を通じて、適切な後見人等の選任・交代、後見人等の適切な支援に向けた仕組みをつくることや、成年後見制度利用支援事業の実施状況等に関する報告を行いました。

また、適切な後見人候補者を選定して家庭裁判所に推薦する受任調整及び後見人支援の取組例を紹介しました。

### 受任調整の取組

- ・東京都品川区
- ・愛知県尾張東部地域
- ・香川県三豊市
- ・高知県本山町

### 後見人支援の取組

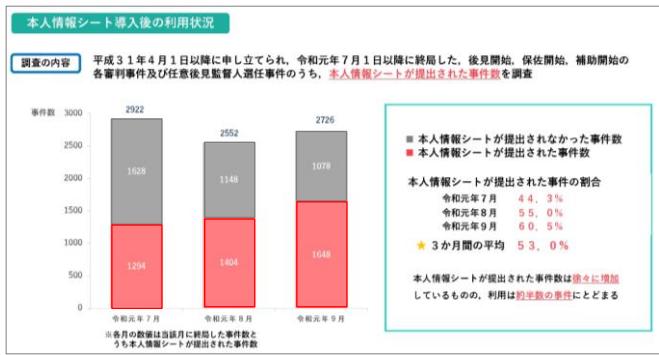
- ・大阪市
- ・三重県伊賀地域
- ・東京都町田市
- ・東京都

最高裁判所からは、①②に関する取組状況の報告があったほか、③に関しては、本年4月に導入された本人情報シートの利用状況について、本人情報シートが利用されるケースは徐々に増加しているものの、全体のケースのうち約半数ほどにとどまっている旨の報告があり、更なる周知・活用が呼びかけられました。

中間検証WGにおける議論の詳細等については、厚生労働省HPの成年後見制度利用促進専門家会議のページをご参照ください。

### ▶ 本号の掲載内容

1. 国基本計画 第3回中間検証WGの報告
2. 応用研修が始まりました
3. 各地の取組を紹介します  
(鹿児島県あまみ成年後見センター、新潟県)
4. よくあるQ&A



※画像をクリックすると、資料本体をご覧いただけます。

WG委員からは、全国どの地域に住んでいても必要な人に必要な支援が届くような仕組みをつくることが求められること、報酬の問題は本人や家族の一番の关心事であり、意思決定支援や身上保護の観点も踏まえた適切な報酬算定に関する考え方が示される必要があること、医療等に係る意思決定が困難な人への支援等に関するガイドラインについては、研修等を通じて医療現場に浸透させることが重要であること等、各テーマについて様々な意見が出されました。

最終のWGとなる第4回中間検証WGは、12月26日（木）に「制度の周知、不正防止と利用しやすさとの調和」をテーマとして開催予定です。

テーマ④医療等に係る意思決定が困難な人への支援と、⑤欠格条項の見直しについては、過去のニュースレター（④は第16号、⑤は第17号）で特集していますので、ご確認ください！



## 2. 応用研修が始まりました

前号で報告した基礎に続いて応用研修が始まり、第1回を12月16日(月)から18日(水)まで都内TFTホールにて開催しました。中核機関(予定を含む)、権利擁護センター、市区町村社会福祉協議会等の職員の方を中心として、166名の方にご参加いただきました。

### 【3日間の応用研修プログラム】※回によって、講義の順序に変更があります。

	科 目	講 師
1日目	【講義】基礎研修のふりかえり	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
	【講義・演習①】 意思決定支援の考え方と実践 ～事例検討、ファシリテーションの活用～	○日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員 水島 俊彦 氏 ○金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 中 惠美 氏 ○社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 在宅支援事業課 障害福祉係 係長 比留間 敏郎 氏 ○公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 主任 高橋 智子 氏
2日目	【講義と演習②】 任意後見等の理解	○公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長 矢頭 範之 氏 ○埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長 丸山 広子 氏
	【講義と演習③】 中核機関の役割Ⅲ (本人にふさわしい利用に向けた 検討・専門的判断)	○厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 ○公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野 美子 氏 ○社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会地域福祉部 部長 田邊 寿 氏
3日目	【講義と演習④】 地域連携ネットワークと 市町村計画	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 講師 大口 達也 氏
	【講義と演習⑤】 中核機関の役割Ⅳ(モニタリング・バックアップの検討・専門的 判断)	○公益社団法人 日本社会福祉士会 理事 星野 美子 氏 ○公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 川口 純一 氏 ○社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター センター長 矢澤 秀樹 氏



応用研修は、来年1月21日～23日に大阪ベイタワー、2月4日～6日に東京都江東区のイースト21で開催します。まだ若干空きがありますので受講を希望される方は、適宜、(福)全国社会福祉協議会へお問い合わせください。

なお、本研修に係る旅費等は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」(補助率1/2)の「中核機関の立ち上げ支援事業」の補助対象となります。すでに中核機関を立ち上げている自治体も、対象となりますので、追加協議の際にご活用ください。

### 参加者の皆さんの声

・中核機関の役割のイメージがつき、直営・委託、役割分担をどう検討していくかが考えられるようになった。

・本人にとってメリットを感じられる制度にするために、本人の意思を大事にすることが理解できた。しかし、意思決定が難しい、できないから利用する制度との認識を多くの人が思っているのが現状であり、考え方を変えていく取組が必要だし、今回のような研修は意義があると思いました。

・本当にたくさんのこと学ぶことができました。参加できて本当によかったです。応用しか参加できなかつたですが、基礎も是非受講したかったです。

・地域性などがあって、グループワークでいろいろな情報の共有や気づきがあってよかったです。これから実践に活かしたいと思う。

・専門職として中核機関とどう関わるか、というところから参加しました。非常に有益でした。ありがとうございました。

応用研修は、3日間とも、違うグループ編成で演習が行われます。

話し合いの機会が多いため、休憩時間には積極的に名刺交換や各地域の情報交換が行われる光景が見受けられました。

研修終了後も、この時にできたネットワークを活用して、各地の取組が展開されるものと思われます。



### 3. 各地の取組を紹介します

#### 奄美大島に中核機関が誕生しました！

##### 鹿児島県奄美市、大和村、宇検村

###### あまみ成年後見センター

鹿児島本土から380km離れた離島“奄美大島”において、認知症や様々な障害に起因して判断能力が不十分になり、金銭管理や意思決定に支援が必要な状態になった人でも、住み慣れた地域で、安心して本人が望む生活ができる“地域づくり”を目指し、令和元年10月、奄美市、大和村、宇検村の3市村が共同・広域で権利擁護の中心となる“中核機関”を設置し、権利擁護の推進及び成年後見制度の積極的な利用に向けた取り組みを進めています。

###### 自治体概要（圏域）R1.12.1時点

- ◇ 人口：46,455人  
(奄美市43,280人・大和村1,466人・宇検村1,709人)
- ◇ 面積：499.61km<sup>2</sup>(3市村計)
- ◇ 高齢化率：31.1%, 42.0%, 41.1%  
(奄美市・大和村・宇検村)

##### 中核機関の概要

- 名 称：あまみ成年後見センター
- 運営開始：令和元年10月1日
- 運営方法：委託（受託者：NPO法人あまみ成年後見センター）
- 職 員 数：1名（常勤）

※過去8年間、成年後見制度の普及に尽力した社会福祉士が在籍



† 3市村と受託者による成年後見に関する専門職及び報道機関向けの説明会

##### 業務内容

- ① 二次相談窓口：成年後見制度及び権利擁護支援に係る二次相談窓口（一次：市村）
- ② 申立ての支援：成年後見制度の申立ての支援（首長申立ての検討、申立てサポート等）
- ③ 地域連携ネットワークの運営：成年後見制度及び権利擁護支援のための地域連携ネットワークの運営
- ④ 制度の普及啓発：成年後見制度の普及啓発活動（住民等に対する研修会・講演会の開催）
- ⑤ 親族及び専門職等のサポート：成年後見人等に選任されている家族・親族及び専門職等のサポート



鹿児島県では、奄美大島の3自治体に続き、令和元年12月1日に霧島市、喜界町にも中核機関が整備されました。今後、これらの中核機関をモデルに、他の自治体の取組も展開していくことを思います！

ところで、県は、どのように市町村に関わり、支援等をされたのでしょうか。

###### ～担当者より～

奄美大島は、全国の離島と同様に、高齢化率が高く、高齢者のみ世帯の割合も極めて高いため、成年後見制度の必要性は高いと考えられます。しかしながら、専門職後見人の扱い手は少なく、市民後見人や法人後見等の扱い手づくりは急務です。また、制度の啓発もまだまだ十分ではありません。

「中核機関」は、行政、家庭裁判所、専門職団体等と連携しながら、権利擁護・成年後見制度の「旗振り役」として、圏域での制度の普及及び支援体制の整備に積極的に取り組むことが求められています。



県では、これまで、成年後見制度利用促進基本計画の策定など市町村の取組を支援するため、家庭裁判所や弁護士会等と連携して、市町村担当職員を対象とした研修会や、県内7地域で、専門職、家裁、市町村等を交えた検討会を開催してきました。

今後も、市町村における中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築を支援するなど、判断能力が十分でない人が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

（鹿児島県くらし保健福祉部 社会福祉課長）



## 新潟県版オリジナルニュースレターで情報発信！

「他の市町村の取組の様子が  
わかつて参考になる」との声も！

新潟県では、今年度、地元の専門職、県社協及び県で市町村を訪問して課題等について話し合う「訪問検討会」を実施し、その内容を他の市町村の取組の参考にしてもらうため、[新潟県版] ニュースレターを発行しています。市町村、市町村社会福祉協議会等へメールにより配信しており、令和元年10月に第1号を発行、これまでに計5号発行されています。

当室の行政説明の資料の一部を、ホームページに掲載しています。  
各都道府県版ニュースレターを作成する場合に、素材としてご活用していただけます。



### 4. よくある Q&A

#### 「権利擁護の地域連携ネットワークの中核機関」のイメージがわきません。



行政と、中核機関の在り方について協議中の社会福祉協議会です。中核機関のイメージなかなか捉えられないのですが、他の自治体はどのような方法でイメージづくりを行っているのでしょうか？

法や基本計画、3つの手引きについて、専門職団体の方々と一緒にやっている場合があります。この際、右のような資料を使いながら、所管地域の状態についての情報収集、課題分析をすると、話し合いが進むと思われます。

また、すでに取り組んでいる中核機関、権利擁護センター等に見学に行くという方法も効果的なようです。1つの自治体単独で難しい場合には、幾つかの自治体で一緒に、先進地に見学に行くという方法もとられています。

- ・ [体制整備のための手引き](#) p. 59から62の「想定される自治体における体制整備プロセス」
- ・ 同 p. 72～73の中核機関の「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」取組例
- ・ [市町村計画策定の手引き](#) p. 57～62の機能別一覧
- ・ [成年後見制度利用促進室HPに掲載している自治体取組](#)



行政や社会福祉協議会、NPO団体、専門職団体の方々と一緒に、バスを借りてセンターを見にいったところ、それまで「よく分からない」と言っていた課長と中核機関のイメージを共有することができました！



どうしてこの圏域に中核機関の整備が必要なのか、事例やデータを用いて整理し、課長にプレゼンテーションした上で、見学に行きました。

先進地への視察の旅費等は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の中核機関の立ち上げ支援事業の対象となります。来年度も同様に対象となる予定ですので、ぜひご活用ください！



### 利用促進室短信

当室のホームページに、行政説明等で報告させていただいた自治体の取組事例と、これまでのニュースレターの「よくあるQ&A」を一覧にして掲載しました！今後も、皆様の取組内容や段階に応じて、参考となる情報にピンポイントでアクセスしやすいホームページづくりに努めています！



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

